

コンテンツワーキンググループの開催について

令和2年3月27日
知的財産戦略本部
構想委員会座長決定

1 「構想委員会の運営について」（令和元年9月27日知的財産戦略本部構想委員会座長決定）第2項に基づき、「コンテンツの利活用促進、権利処理の円滑化及びクリエイターへの適正な対価還元等」に関する専門の事項を調査させるため、以下のワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

・コンテンツWG

近年のデジタル化・ネットワーク化の進展や新たなビジネス・モデルの出現に伴い、コンテンツの創作・流通・利用のされ方が変化し続けている。クリエイターが持続的にコンテンツを創作できる環境が整備され、海外展開を含むコンテンツの円滑な流通及び利用が促進されるとともに、クリエイターへの適切な対価還元が実現する方策について幅広く検討する。

- WGの座長及び委員は、別紙のとおりとする。WGの座長は、必要があると認めるときは、委員のほかにオブザーバを参加させることができる。
- WGの座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。
- WGの座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバ以外の専門委員を招いて意見を聞くことができる。
- 会議は、原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴することができる。
- 会議資料及び議事録は原則として会議開催後公開する。
- WGの座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。

- 8 WGの座長は、委員、オブザーバ、専門委員及び傍聴者に対し、率直な意見の交換が損なわれることのないよう、会議によって知り得た情報を外部で取り扱うときは、発言をした者の所属及び氏名を特定しないよう求めることができる。
- 9 前各項に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、WGの座長が定める。

コンテンツワーキンググループ構成員名簿（10名）

※2020年4月1日現在

うえの 上野	たつひろ 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
おおさき 大崎	ひろし 洋	吉本興業ホールディングス（株）代表取締役会長
おおた 太田	いさむ 勇	（株）テレビ東京コンテンツ事業局コンテンツビジネス部 兼制作局CP制作チーム主事
かわかみ 川上	のぶお 量生	（株）ドワンゴ顧問
さこもと 迫本	じゅんいち 淳一	松竹（株）代表取締役社長
せお 瀬尾	たいち 太一	（一社）日本写真著作権協会常務理事 （公社）日本複製権センター代表理事
◎ なかむら 中村	いぢや 伊知哉	iU（情報経営イノベーション専門職大学）学長
はやし 林	いづみ いづみ	弁護士、桜坂法律事務所パートナー
ほり 堀	よしたか 義貴	（一社）日本音楽事業者協会会長 （株）ホリプロ代表取締役社長
ローレン・		ZAICO 株式会社 取締役 COO
ローズ・コーカー		FUGA Japan Business Development Advisor

◎は座長

（敬称略、五十音順）